

No.	該当箇所			質問	回答	回答掲載日
	資料名	頁	項目			
1	指定管理者募集要項	4、5	Ⅲ 応募について 1 応募資格 (1)(3)	岡山市内の事業拠点につきまして、現状は拠点がなくとも、指定管理が開始される2024年4月1日までに事業拠点を設置することで応募資格を満たすことができますでしょうか。	<p>応募資格である事業活動の拠点については、応募時点で条件を満たしている必要があります。</p> <p>ただし、募集要項Ⅲ-1-(1)及び(3)にお示ししているとおり、グループで応募することも可能であり、その場合は代表となる団体等が応募時点で岡山市内に事業活動の拠点を有していれば応募資格を満たすこととなります。</p>	R5.8.22
2	指定管理者募集要項	3	Ⅱ-3(11)	指定期間開始から駐車場管理機器等を用いた管理が長期にわたる場合は、経費削減とみなすと記載がありますが、仕様書には、不設置期間のリース料相当額を指定管理期間開始日から求めることができるとの記載があります。どちらが正しいでしょうか。	<p>お尋ねの内容については、それぞれ別の事象の対応をお示ししたものであり、いずれについても正となります。</p> <p>別添1指定管理業務仕様書 P.7 第3-2-(2)-ア-(イ)-(f)・(g)にお示ししているとおり、備品(Ⅱ種、Ⅲ種)の製造や設置工事に不測の期間を要するなど、指定期間の開始から駐車管理機器等を用いた管理ができない期間が長期にわたる場合は、リース料等の「経費削減」とみなし、市は経費削減額の一部を納付金の増額として求めることができるものとしています。</p> <p>また、別添1指定管理業務仕様書 P.8 第3-2-(2)-ア-(イ)-(h)にお示ししているとおり、指定期間の開始から駐車管理機器等を設置できない場合、市と協議の上、施設に存置している市所有品及び市リース品の駐車管理機器等について、最長6か月を限度に使用することができるものとしており、市は、その不設置期間について、指定管理者が市所有品を使用することによる「経費削減見込み額」又は市リース品のリース期間を延長することに伴う「リース料相当額」を求めることができるものとしています。</p> <p>なお、応募にあたっては、原則として、別添8別紙2(備品Ⅱ種)にお示ししている「数量」「仕様」「持ち込み年月日」どおりの駐車管理機器等(※未使用品)の導入を前提とした納付金の設定や事業計画・収支計画等のご提案をお願いします。</p>	R5.9.12

3	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)	<p>事業計画書、提案事業計画書・企画書、自主事業計画書・企画書のそれぞれの違いをご教授願います。</p>	<p>■事業計画書： ・応募にあたって、提出は必須です。 ・施設の管理運営業務に関する事業計画を、様式第5号を用いて作成・提出するものです。 (※詳細は、募集要項 P.6 Ⅲ-2-(1)-エ 参照)</p> <p>■提案事業計画書： ・応募にあたって、提出は必須です。 ・提案事業計画書は、提案事業企画書の概要です。 ・様式は任意としますが、様式第6号(自主事業計画書)を参考にしてください。</p> <p>■提案事業企画書： ・応募にあたって、提出は必須です。 ・施設の利用促進、利用者サービス向上等に資する施設整備等について、本市が事業テーマを示し、応募者は、その事業テーマに対して、必ず提案していただく必要があります。 ・提案事業については、実施開始期限がありますので、ご注意ください。 (※詳細は、募集要項 P.1 Ⅱ-2-(2)及び別添1指定管理業務仕様書 P.12 第3-2-(4)-イ 参照) (※事業計画書とは別になります。)</p> <p>■自主事業計画書： ・応募にあたって、提出は任意です。なお、提出しない場合、自主事業に関する得点はありません。 ・自主事業計画書は、自主事業企画書の概要です。 ・提出する場合は、様式第6号を用いて、作成してください。</p> <p>■自主事業企画書： ・応募にあたって、提出は任意です。なお、提出しない場合、自主事業に関する得点はありません。 ・施設の設置目的の達成に寄与し、ひいては市民の満足度をあげるため、施設の管理運営に関する業務を妨げない範囲において、施設を活用した自主事業の企画内容についてお示しいただくものです。 ・自主事業については、実施開始期限がありますので、ご注意ください。 (※詳細は、募集要項 P.1 Ⅱ-2-(3)及び別添1指定管理業務仕様書 P.13 第3-2-(4)-ウ 参照) (※事業計画書とは別になります。)</p>	R5.9.12
---	-----------	---	--------	---	---	---------

4	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)ウ	事業計画の概要は、A4 片面 2 枚以内であれば、用紙の向きやフォントサイズ等は任意でよろしいでしょうか。	特段の定めはありません。	R5.9.12
5	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)エ	事業計画書で 50 ページ以内とありますが、表紙・裏表紙・目次は含みますか。	表紙・裏表紙・目次を含めて 50 ページ以内としてください。	R5.9.12
6	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)エ	事業計画書内フォントサイズは図面や表を除き 11 ポイント以上と記載がありますが、各駐車場・自転車駐車場毎、図面の添付は必須でしょうか。また、正確な寸法が得られない場合、イメージ図でもよろしいでしょうか。 なお、図面の添付が必要な場合、A3 サイズ(Z 折で A4)でもよろしいでしょうか。	各駐車場・自転車駐車場毎、図面の添付は必須ではありません。よりよい提案をするため、必要に応じて、図面(イメージ図を含む)を添付していただければと考えております。 なお、用紙については、A4 用紙を使用いただきますようお願いいたします。	R5.9.12
7	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)オ	提案事業計画書は任意様式となっておりますが、記載内容・ページ制限及び記載フォーマットの指定等ございますか。また、可能でしたら記入例をご教示願います。	記載内容、ページ制限、記載フォーマット、用紙サイズ等のいずれについても任意であり、指定はありません。 また、お示しできる記入例はありません。	R5.9.12
8	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)カ	提案事業企画書は任意様式となっておりますが、記載内容・ページ制限及び記載フォーマットの指定等ございますか。また、可能でしたら記入例をご教示願います。	記載内容、ページ制限、記載フォーマット、用紙サイズ等のいずれについても任意であり、指定はありません。 また、お示しできる記入例はありません。	R5.9.12
9	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)キ	自主事業企画書は任意様式となっておりますが、記載内容・ページ制限及び記載フォーマットの指定等ございますか。また、可能でしたら記入例をご教示願います。	記載内容、ページ制限、記載フォーマット、用紙サイズ等のいずれについても任意であり、指定はありません。 また、お示しできる記入例はありません。	R5.9.12
10	指定管理者募集要項	6	Ⅲ-2(1)ツ	役員の最終学歴は「大学卒」程度の記載でよろしいでしょうか。	特段の定めはありません。	R5.9.12

11	指定管理者募集要項	10	別表1 リスク分担表	物価の上昇による経済的損失の負担者は指定管理者だが、水道光熱費の高騰による経費圧迫がある場合、協議により変更は可能でしょうか。	別添1指定管理業務仕様書 P.28 (別表3)リスク分担表にお示しているとおりに、金利物価の上昇などについては、原則として、指定管理者が対応することとなります。 ただし、新型コロナウイルス感染症等による利用料金収入の急激な減少や、エネルギー価格等の物価の急激な高騰の影響による維持管理経費の増大等については、指定管理者(利用料金制度)に対し支援金等を支給した実績はあります。今後、そういった事象が発生した場合、その都度、公共施設の安定的で適切な管理運営を行う観点から、市が必要に応じて、対応を検討するものと考えています。	R5.9.12
12	指定管理者募集要項	13	別表2 事業計画等(5)	提案事業計画と自主事業計画が含まれておりますが、提出書類一覧では上記は別紙(任意書式)とあります。どの様に提出すればよいかご教授願います。	提案事業計画書(企画書)と自主事業計画書(企画書)については、事業計画書とは異なりますので、事業計画書(A4版縦形式、50ページ以内)に含める必要はありません。 なお、提出する書類の綴り方等については、募集要項 P.7上から3行目の「※」のとおりです。	R5.9.12
13	指定管理者募集要項	13	別表2 事業計画等(5) ①、②	「※自主事業を除く」と記載がありますが、様式第5号には、「※提案事業・自主事業を除く」とあります。どちらが正でしょうか。	「※提案事業・自主事業を除く」が正です。 募集要項 P.13 別表2 指定管理者選定基準 事業計画等(5)①②の「※自主事業を除く」は、「※提案事業・自主事業を除く」としてください。	R5.9.12
14	指定管理者募集要項	13	別表2 収支計画(1)	適切な収支の算定[経済性]について、採点計算式のご開示をお願いします。	採点計算式については、審査に関わることであり、お示しすることはできません。	R5.9.12
15	指定管理者募集要項		様式第8号	収入科目のうち、「指定管理料」とは具体的にどのような収入となるかご教授ください。	指定管理料とは、施設の管理運営に必要となる経費で市が指定管理者にお支払いするものですが、本業務は、施設の利用料金(指定管理者自らの収入)が、施設の管理運営業務に伴う必要経費(指定管理者自らの支出)を上回る見込みのため、指定管理料は発生しません。 そのため、様式第8号及び様式第9号収支計画書の「1 収入 指定管理料」の欄には「0(ゼロ)」を入力していただくこととなります。	R5.9.12

16	別添 1 指定管理業務仕様書	2	第 2-3(1)オ	全ての施設に職員を常時配置する必要はないと記載されておりますが、現状の配置人数・配置時間をご教示願います。	<p>現在の配置人数・配置時間等については、現指定管理者の管理運営業務に関することであり、詳細にお示しすることはできません。必要に応じて、各施設において現地確認等をしていただくようお願いします。</p> <p>市公式ウェブサイトにて別途掲載している「公の施設の点検結果」の「4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】」の「管理運営費」(※人件費、施設維持管理経費、事務費等を含む)をご参考にいただいた上で、施設の特性に応じ、利用者の利便性を損なうことのない適切な人員配置のご検討をお願いします。</p>	R5.9.12
17	別添 1 指定管理業務仕様書	2	第 2-3(1)オ	職員不在時に速やかな対応ができるよう、モニター等の機器を活用した遠隔対応等の体制とは、対応要員が現地状況を確認しながら遠隔対応ができる体制との理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	R5.9.12
18	別添 1 指定管理業務仕様書	3	第 2-3(2)ウ	AED 取扱講習を受講させることとは、受講完了証明等の提出が必要か。また、従事者は勤務開始前に講習を受ける必要がありますか。	<p>別添1指定管理業務仕様書 P.16 第 3-2-(4)-コ-(ウ)-(f)-⑧にお示ししているとおり、研修の実施状況(受講状況)については、年度ごとの定期報告で報告することをしてもらうことを想定しておりますが、具体的な手続きについては、指定後、市と協議し、対応することとなります。</p> <p>また、同仕様書 P.11 第 3-2-(4)-ア-(ウ)にお示ししているとおり、指定期間の開始前に、機器の取り扱いや接遇研修等の各種研修を行う必要がありますが、AED の使用方法等の救命講習については、指定期間前の受講は必須とはしませんが、随時行われている団体での講習会を活用するなど、出来る限り指定期間前の受講に努めることとしてください。</p>	R5.9.12
19	別添 1 指定管理業務仕様書	4	第 3-2(1)オ(イ)	利用料金は概ね 6 ヶ月経過した段階で変更可能とありますが、営業時間等の条例の変更も可能という認識で良いでしょうか。	利用時間・休業日については、別添1指定管理業務仕様書 P.3 第 3-1-(2)にお示ししているとおりであり、指定管理者の提案事項とはなっておりません。	R5.9.12

20	別添 1 指定管理業務仕様書	4	第 3-2(1)キ(ア)(b)	<p>一般(一時)駐車券については、出庫時に利用料金を徴収すること。と定められておりますが、事前予約もしくは駐車時や出庫する前に事前に精算できるシステムの採用検討は可能でしょうか。</p>	<p>応募にあたっては、原則として、別添8別紙2(備品Ⅱ種)にお示している「数量」「仕様」「持ち込み年月日」どおりの駐車管理機器等(※未使用品)の導入を前提とした納付金の設定や事業計画・収支計画等のご提案をお願いします。</p> <p>ただし、別添1指定管理業務仕様書 P.7 第 3-2-(2)-ア-(イ)-(a)にお示しているとおり、最新技術の活用など、当該備品を購入又は調達しなくても、安全かつ円滑な管理運営業務が行われると認められる場合は、その限りではありません。</p> <p>そのため、応募にあたって、別添8別紙2(備品Ⅱ種)に事前精算機の設置を求めている施設以外への事前精算機の導入、ウェブサイトやアプリ等を用いた事前予約又は事前精算システム等を導入することとした提案を事業計画等に提案であることが分かるように明示した上で、ご提案していただくことは可能ですが、指定後、応募時に見込んでいたシステム等では不十分だと市が判断した場合は、提案内容を承認しない又は変更していただく可能性があります。</p> <p>なお、その際、応募時にご提案いただいた納付金の減額はしません。</p> <p>(※別添1指定管理業務仕様書 P.22 にお示しているとおり、「駅南駐車場」においては、バス等の大型車予約システムの導入と運用を行うものとしておりますので、ご注意ください。)</p>	R5.9.12
21	別添 1 指定管理業務仕様書	4	第 3-2(1)キ(ア)(f)	<p>定期契約満車の場合、待機者名簿の作成とあるが、指定書式、基準書等はあるか。定期契約に空きが発生した場合、待機者への対応フローはどのようになるかご教授ください。</p>	<p>指定書式、基準書等に特段の定めはありません。</p> <p>また、定期駐車に空きが発生した場合の待機者への対応フローについても特段定めはありませんが、指定後、市及び現指定管理者との引き継ぎの際に確認するなど、効率的かつ効果的な管理運営に努めるものとします。</p> <p>なお、定期駐車券の発行にあたっては、公正で透明性をもって対応するようご注意ください。</p>	R5.9.12

22	別添1 指定管理業務仕様書	5	第3-2(1)ク(ア)(c)	回数券及びプリペイドカードの利用料金については、原則として、駐車券交付時点の指定管理者の収入とあるが、払い戻しは不可との認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の記載内容については、定期駐車券の利用料金(別添1 指定管理業務仕様書 P.4 第3-2-(1)-キ-(ア)-(i))と同様に、施設の利用料金(別添1 指定管理業務仕様書 P.11 第3-2-(3)-ア-(ウ))は、現時点の指定管理者の収入であり、未使用の回数券等や指定期間をまたぐ定期駐車券に相当する利用料金を次期指定管理者に引き継ぐ必要がないことを示しております。 なお、回数券及びプリペイドカードについては、原則として払い戻ししておりません。	R5.9.12
23	別添1 指定管理業務仕様書	5	第3-2(1)ク(ア)(d)	機器改修をしない場合、新たな回数券等と引き換えるなどの対応と記載があるが、回数券等の過去発行枚数と使用枚数、未使用枚数(残高)等のご開示は可能でしょうか。また、不特定多数の方が所有していると想定されます。機器を改修しない場合は、駐車場営業時間内の引き換え対応は指定管理者負担にて実施する認識で良いでしょうか。	回数券等については、相当昔に発行したのものもあることから、過去発行枚数、使用枚数、未使用枚数(残高)等のいずれについても不明です。 また、機器等の改修、新たな回数券等の引き換え対応のいずれについても、指定管理者の負担で対応していただくこととなります。	R5.9.12
24	別添1 指定管理業務仕様書	6	第3-2(1)コ(ア)	定期駐車について、利用開始日は毎月1日～利用開始(月単位)との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	R5.9.12

25	別添 1 指定管理業務仕様書	7	第 3-2(2)ア(イ)(a)	仕様書に記載されたシステム以外を提案することも可能でしょうか。	<p>応募にあたっては、原則として、別添8別紙2(備品Ⅱ種)にお示ししている「数量」「仕様」「持ち込み年月日」どおりの駐車管理機器等(※未使用品)の導入を前提とした納付金の設定や事業計画・収支計画等のご提案をお願いします。</p> <p>ただし、別添1指定管理業務仕様書 P.7 第 3-2-(2)-ア(イ)-(a)にお示ししているとおり、最新技術の活用など、当該備品を購入又は調達しなくても、安全かつ円滑な管理運営業務が行われると認められる場合は、その限りではありません。</p> <p>そのため、応募にあたって、最新の技術を活用した利便性の高いシステム等を導入することとした提案を事業計画等に提案であることが分かるように明示した上で、ご提案していただくことは可能ですが、指定後、応募時に見込んでいたシステム等では不十分だと市が判断した場合は、提案内容を承認しない又は変更していただく可能性があります。</p> <p>なお、その際、応募時にご提案いただいた納付金の減額はしません。</p>	R5.9.12
26	別添 1 指定管理業務仕様書	7	第 3-2(2)ア(イ)(d)	市所有の既存機器が残置している場合、協議の上で指定管理者にて処分とありますが、指定管理者へ譲渡するという認識で良いか。また岡山市リース品については別の考えで良いでしょうか。	<p>市所有品については、指定管理者に譲渡するのではなく、指定管理者の責において、撤去及び処分することとあわせて、本市の備品登録を抹消する手続き等をとることとなります。</p> <p>撤去及び処分する市所有品は、別添 7 別紙 1(備品Ⅰ種)に記載している駐車管理機器等(所有者:岡山市)とそれに付属するケーブル・配管類等となります。なお、配管類等については、市が承諾した場合、存置し再利用することができるものとします。</p> <p>また、市リース品については、リース契約満了後、市と契約しているリース会社が撤去することとなります。</p>	R5.9.12
27	別添 1 指定管理業務仕様書	9	第 3-2(2)エ(ア)(a)	1件 100 万円未満の修繕は指定管理者負担となりますが、年間の上限金額等は定めておりますでしょうか。	<p>指定管理者が負担する修繕料の年間の上限金額等は定めておりません。 (※現在の修繕料等については、質問 No.28 にお示ししているとおりです。)</p>	R5.9.12

28	別添 1 指定管理業務仕様書	9	第 3-2(2)エ(ア)(a)	1 件 100 万円未満の修繕は指定管理者負担となりますが、適切な予算化を図る為、各施設の長期修繕計画等の開示をお願いします。	<p>現時点では、施設の具体的な長期修繕計画等はありません。</p> <p>現在、市が負担している 1 件 100 万円未満の修繕料(※今後は指定管理者が負担)は、別添 6 利用状況及び収支の「市の支出 修繕件数・修繕料」にお示ししています。また、指定管理者が負担している修繕料(※今後も引き続き指定管理者が負担)は、市公式ウェブサイトにて別途掲載している「公の施設の点検結果」の「4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】」の「管理運営費」に含まれています。上記の資料等を参考として、収支計画を作成していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、施設や駐車管理機器等の修繕や修理については、別添 1 指定管理業務仕様書 P.26 (別表 2) 役割・費用分担表にも記載していますので、ご注意ください。</p>	R5.9.12
29	別添 1 指定管理業務仕様書	12	第 3-2(4)イ(ア)(a)	EV充電設備は、最低 3 カ所と記載がありますが、3 台という認識で宜しいでしょうか。	<p>城下地下駐車場においては、最低3台の車両が同時に充電できる設備を設置するご提案をお願いします。</p> <p>なお、提案事業の実施時期については、別添 1 指定管理業務仕様書 P.12 第 3-2-(4)-イ-(イ)に記載しているとおりですので、ご注意ください。</p>	R5.9.12
30	別添 1 指定管理業務仕様書	13	第 3-2(4)ウ(ア)	自主事業において、一時利用の駐車区画を一部減少させ、移動販売の誘致・カーシェアの導入等、本業務とは別の運用を行うことも可能でしょうか。	<p>応募にあたっては、原則として、別添 3 施設の概要に示している「収容台数」を前提としたご提案をお願いします。 (※別添 3 の「収容台数」については、最大台数です。)</p> <p>ただし、自主事業に伴う駐車台数の減少については、合理的な根拠をお示しいただいた上で、必要最小限の範囲であれば、提案することは可能とします。</p> <p>なお、当該提案については、自主事業計画書に提案であることが分かるように明示した上で、ご提案していただくことは可能ですが、指定後、自主事業の内容や駐車台数減少の合理性等に課題があると市が判断した場合は、提案内容を承認しない又は変更していただく可能性があります。</p> <p>(※管理経費削減を目的とした大幅な駐車台数削減は認められません。)</p> <p>(※指定後、駐車場用地以外の市有地に駐車管理機器等を設置することについても検討可能です。)</p> <p>(※応募時にご提案いただいた納付金の減額はしません。)</p>	R5.9.12

31	別添1 指定管理業務仕様書	19	第4-8	駐車場売上金回収(公金)を、再委託する場合、3号警備業務(貴重品運搬)を所持している業者へ委託することが必要でしょうか。	R6.4.1以降、駐車場の売上金は、公金とはならず指定管理者に帰属するため、再委託先の資格等については、特段の定めはありません。	R5.9.12
32	別添1 指定管理業務仕様書	19	第4-8(2)	「主たる部分」とはどのような業務を示すかご教授いただきたい。	別添1 指定管理業務仕様書 P.19 第4-8-(3)・(4)にお示ししている第三者に委託等できる「清掃、警備、施設等の修繕・保守・点検業務等」以外の管理運営業務の主たる部分となります。	R5.9.12
33	別添1 指定管理業務仕様書	20	第4-11	指定期間中、施設の長寿命化工事で長期間閉場する場合、市からの補填等の対応をご教授いただきたい。	別添1 指定管理業務仕様書 P.20 第4-11にお示しているとおり、市が発注する大規模修繕工事に伴う長期間の施設の閉場によって、施設運営及び利用料金収入に明らかな影響が生じたと認められる場合には、市からの補填等について、市と指定管理者が協議の上、対応方法を定めるものとしています。	R5.9.12
34	別添1 指定管理業務仕様書	22	(別表1) 駅南駐車場	駅南駐車場の待合室の開錠、施錠時間は協議により変更可能でしょうか。	駅南駐車場の待合室の開錠、施錠時間については、条例等に規定されていないため、変更協議の対象となります。 ただし、指定後、指定期間が開始され、概ね6か月経過した後、実績を踏まえた合理的な根拠を示した上で、変更案を提示することができ、市が承認した場合、変更することができます。	R5.9.12
35	別添1 指定管理業務仕様書	24	(別表1) 妹尾駅駐車場	駐車場システム設置レイアウト検討にあたり、駐車場門扉前の通路は岡山市の敷地でしょうか。	お見込みのとおりです。	R5.9.12
36	別添1 指定管理業務仕様書	24	(別表1) 妹尾駅駐車場	月極契約者に対して車庫証明を発行していますか。	車庫証明は、管轄する警察署が発行するものなので、お尋ねの内容は、車庫証明を申請する際に、保管場所が第三者所有又は管理の場合に必要な「保管場所使用承諾証明書」のことと存じますが、本市では、定期駐車契約者に対し、「保管場所使用承諾証明書」を発行しておりません。	R5.9.12

37	別添1 指定管理業務仕様書	24	(別表1) 妹尾駅駐車場	月極契約するには、JR 定期券の提示必須とあるが、一般の方は契約できないのでしょうか。	本募集要項等では、JR 定期券の提示は必須とはしていませんが、当該施設は、パークアンドライド駐車場として設置しているため、原則として、鉄道利用者の利用を優先する必要がある、具体的な運用方法について、指定後、市と協議することとなります。	R5.9.12
38	別添1 指定管理業務仕様書	24	(別表1) 万富駅駐車場	駐車場外(駅ロータリー)にある身体障害者区画の管理はJR でしょうか。	当該駐車区画(JR 敷地内)は、JR が管理しており、本業務の対象外となります。	R5.9.12
39	別添1 指定管理業務仕様書	24、25	(別表1) 妹尾駅駐車場、 西大寺駅前広 場駐車場	駐車場システム設置のため、台数減は可能でしょうか。	<p>応募にあたっては、原則として、別添3施設の概要に示している「収容台数」を前提としたご提案をお願いします。 (※別添3の「収容台数」については、最大台数です。)</p> <p>ただし、駐車管理機器等の設置に伴う駐車台数の減少については、合理的な根拠をお示しいただいた上で、必要最小限の範囲であれば、提案することは可能とします。</p> <p>なお、当該提案については、事業計画書等に提案であることが分かるように明示した上で、ご提案していただくことは可能ですが、指定後、駐車台数減少の合理性等に課題があると市が判断した場合は、提案内容を承認しない又は変更していただく可能性があります。その場合、応募時にご提案いただいた納付金の減額はしません。</p> <p>(※管理経費削減を目的とした大幅な駐車台数削減は認められません。) (※指定後、駐車場用地以外の市有地に駐車管理機器等を設置することについても検討可能です。)</p>	R5.9.12
40	別添1 指定管理業務仕様書	25	(別表1) 東岡山駅前広 場駐車場	収容台数を減らしての提案は可能でしょうか。	<p>応募にあたっては、原則として、別添3施設の概要に示している「収容台数」を前提としたご提案をお願いします。</p> <p>(※別添3の「収容台数」については、最大台数です。) (※管理経費削減を目的とした大幅な駐車台数削減は認められません。) (※駐車管理機器等の設置に伴う台数減については、質問 No. 38 にお示ししているとおりです。)</p>	R5.9.12

41	別添 2 別冊 その他の業務仕様書			駐車場機器の保守点検について記載が無いが、点検回数等の指定はございますか。	<p>備品Ⅱ種の駐車管理機器等の点検回数等については、特段の定めはありません。</p> <p>別添 1 指定管理業務仕様書 P.7 第 3-2-(2)-ア-(イ)-(a)にお示ししているとおり、指定管理者が適切に管理した上で、管理運営業務の用に供す必要があります。</p> <p>(※別添 2 別冊に記載している設備等には、点検回数を記載しておりますので、ご注意ください。)</p>	R5.9.12
42	別添 6 利用状況及び収支			施設別利用状況及び収支実績(R1 年度～R4 年度)は税込表記でしょうか。	お見込みのとおりです。	R5.9.12
43	別添 6 利用状況及び収支			施設別利用状況及び収支実績(R1 年度～R4 年度)の市の支出のうち、水道光熱費が計上されていない施設がございますが、指定管理者として負担すべき水道光熱費は無いとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	R5.9.12
44	別添 6 利用状況及び収支			「市の支出」について、今後、指定管理者が負担する可能性があるものをご教授いただきたい。	<p>別添 6 利用状況及び収支でお示している「市の支出」の内、今後、指定管理者が負担する可能性があり、収支計画等の参考となる項目については、以下のとおりです。</p> <p>「修繕料」、「消耗品費」、「燃料費」、「電気代」、「水道代」、「通信運搬費(電話代)」、「手数料(※お示している金額は消費税税率変更に伴うシステム改修費です。）」、「警備委託料」、「印刷製本費」、「リース(賃借)料(駐車機器)」、「リース(賃借)料(防犯カメラ)」</p> <p>(※リース(賃借)料は、「岡山市リース品」の費用です。)</p> <p>(※リース(賃借)料は、別添 7 別紙 1(備品Ⅰ種)にお示している「貸与期間」までは、市が負担します。)</p>	R5.9.12

45	別添7 別紙1(備品Ⅰ種)			指定後、備品Ⅰ種を使用するにあたり、キャッシュレス決済の対応と必要があるのかご教授いただきたい。	備品Ⅰ種については、キャッシュレス決済に対応させる必要はありません。 なお、指定管理者が準備する備品Ⅱ種については、仕様に基づきキャッシュレス決済に対応する駐車管理機器等を導入する必要があります。	R5.9.12
46	別添7 別紙1(備品Ⅰ種) 別添8 別紙2(備品Ⅱ種)			備品Ⅰ種と備品Ⅱ種のいずれにも記載されていない既存の駐車管理機器等がある場合、指定管理者の責において、撤去、処分等することができるかご教授いただきたい。	備品Ⅰ種と備品Ⅱ種のいずれにも記載されていない既存の駐車管理機器等の取り扱いについては、指定後、処分の可否等を含めて、市と協議し対応方法を決定することとなります。	R5.9.12
47	別添8 別紙2(備品Ⅱ種)		屋外用カメラの設置台数	屋外用カメラの設置台数が示されていますが、管理者が適切に管理できると判断し、岡山市の承諾を得た場合、設置台数を変更することは可能でしょうか。(東岡山駅前駐車場等)	応募にあたっては、原則として、別添8別紙2(備品Ⅱ種)にお示ししている「数量」「仕様」「持ち込み年月日」どおりの駐車管理機器等(※未使用品)の導入を前提とした納付金の設定や事業計画・収支計画等のご提案をお願いします。 ただし、別添1指定管理業務仕様書P.7 第3-2-(2)-ア-(イ)-(a)にお示ししているとおり、最新技術の活用など、当該備品を購入又は調達しなくても、安全かつ円滑な管理運営業務が行われると認められる場合は、その限りではありません。 そのため、応募にあたって、設置台数や能力等を変更した提案を事業計画等に提案であることが分かるように明示した上で、ご提案していただくことは可能ですが、指定後、応募時に見込んでいた設置台数等では不十分だと市が判断した場合は、提案内容を承認しない又は変更(台数追加等)していただく可能性があります。 なお、その際、応募時にご提案いただいた納付金の減額はしません。	R5.9.12
48	別添8 別紙2(備品Ⅱ種)			持込年月日がR06.04.01以降の物品(岡山市リース品)は、持込年月日までの間、指定管理者が市から無償貸与を受け、適切に管理・保守を行う認識で良いか。また、持込年月日まで通常に使用できた場合、持込年月日以降は指定管理者の負担にて更新・導入する認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	R5.9.12

49	別添 8 別紙 2(備品Ⅱ種)			<p>定期更新機を設置する駐車場について、備考欄に「定期券の申し込みは、Web でも対応可能とすること」と記載がありますが、業務仕様書には「定期利用の更新を、ウェブサイト又はアプリで行うことのできるシステム」と記載されております。どちらが正でしょうか。また、定期更新機は現地での購入も可能となる機能がございしますが、現地購入は不可との認識で良いでしょうか。</p>	<p>施設の定期利用の「申し込み」については、別添1指定管理業務仕様書 P.8 第 3-2-(2)-イ-(ウ)-(a)にお示しているとおり、「ウェブサイト又はアプリ」及び「郵送」及び「FAX」で行うことのできるシステムを導入するものとします。</p> <p>なお、施設の定期利用の「更新」については、別添1指定管理業務仕様書 P.9 第 3-2-(2)-イ-(ウ)-(b)にお示しているとおりです。</p> <p>また、別添8 別紙2(備品Ⅱ種)の「仕様」にお示している機能を有した、「現地購入」にも対応した定期券更新機を導入する必要があります。</p>	R5.9.12
50	別添 8 別紙 2(備品Ⅱ種)			<p>機器入替工事について、工事期間は指定管理開始後となるか。また、工事期間中は無料開放で良いでしょうか。</p>	<p>原則として、別添 8 別紙 2(備品Ⅱ種)に記載している「持ち込み年月日」までに駐車管理機器等の入れ替え工事を行う必要があります。</p> <p>また、別添1指定管理業務仕様書 P.11 第 3-2-(4)-ア-(オ)にお示しているとおり、本市や関係機関等と十分に協議・調整した上で、原則として、指定期間開始前までに、駐車管理機器等を設置することになります。</p> <p>指定期間の開始(持ち込み年月日)から駐車管理機器等を設置できない場合、別添1指定管理業務仕様書 P.7 第 3-2-(2)-ア-(イ)-(f)にお示しているとおり、工事期間中は無料開放するのではなく、管理従事者等を増員して人手で対応するなど、指定管理者の責において、円滑な管理運営業務を行うこととしています。</p>	R5.9.12